

## ハブ都市武雄・周遊観光促進デジタルクーポン発行管理運営業務仕様書

### 1 委託業務名

ハブ都市武雄・周遊観光促進デジタルクーポン発行管理運営業務

### 2 事業の目的

本業務は、市内の公共交通機関等で利用できるデジタルクーポン（以下「クーポン」という。）を発行することで、多くの交流人口を呼び込み武雄に宿泊していただくきっかけをつくる。また、宿泊地武雄を起点とし、武雄市内及び市外周辺観光施設へのアクセス向上のための二次交通を強化促進することで、地域経済の活性化を図るとともにハブ都市武雄のPRを行うものである。

### 3 事業の内容

武雄市内の宿泊施設に宿泊される方を対象に、市内の公共交通機関で利用できるクーポンを配布する事業の運営を行う。

#### 《事業概要》

(1) 事業名 武雄に泊まって、西九州の旅に出かけよう！キャンペーン（仮称）

(2) クーポンの内容

名称	ハブ都市武雄交通デジタルクーポン
クーポン額	5,000円/枚
配布期間	令和5年12月～令和6年2月頃 ※予定枚数に達し次第配布終了
利用可能期間	令和5年12月～令和6年2月頃
利用可能事業者	事前に申し込み、利用登録事業者として登録された市内発着及び路線のある公共交通事業者等（最大15事業者）
配布対象者	以下全てを満たす者 ① 武雄市外に在住する中学生以上のもの ② 武雄市内の宿泊施設に宿泊するもの ③ 公共交通機関（自家用車・団体ツアーバスを除く）を利用して武雄市へ来訪するもの
配布方法	配布対象者の1旅行に対して、クーポン1枚を発行する ※対象者が複数（家族旅行等）→対象者1人につき1枚配布 ※対象者が連泊→宿泊数は配布枚数に影響しない（1枚のみ）
クーポン種別	デジタルクーポン
利用不可品目	交通利用料金以外のもの
その他	① 現金との引き換えは行わないこと ② 盗難・紛失、又は偽造、模造等に対して、市は責を負わないものとする。

## 4 委託業務の内容

### (1) 事務局の設置

- ① 統括責任者を選任すること。
- ② 常に連絡が取れる業務責任者を配置すること。
- ③ 業務遂行に必要な人員を配置し、トラブル等に対し迅速に対応できる体制を構築すること。
- ④ 委託者及び利用登録事業者と緊密な連絡調整を行うこと。
- ⑤ 全体スケジュールを管理し、適切に事業を推進すること。
- ⑥ その他必要な業務を行うこと。

### (2) クーポン発行・配布等業務

- ① 電子化された商品券の発行、流通、決済、管理が実施可能であること。
- ② モバイル端末（スマートフォン等）を活用した発行・決済等ができること。
- ③ 配布対象者のみに配布可能なシステムを構築し、適切な運用ができること。
- ④ 利用登録事業者に対する支払い事務（精算処理）を行うためのデータ抽出等が可能であること。
- ⑤ 市が必要とするデータ（利用実績、利用登録事業者への振込状況など）が随時確認できること。
- ⑥ システムに対するウイルス等の不正侵入、個人情報を含む内部情報の流出等セキュリティ対策等を万全に行うこと。
- ⑦ 他者による不正利用を防止するために十分なシステム使用とすること。
- ⑧ 配布対象者を確認し、クーポンの配布を行うこと。
- ⑨ その他提案によること。

### (3) クーポン事業の広報

- ① 武雄市や武雄市観光協会等のホームページを利用し、本事業の内容やクーポンが利用できる紹介ページに誘導するための効果的なランディングページを作成すること。
- ② 武雄市内に宿泊する動機付け及び市内外の観光施設への周遊につながる広報を行うこと。
- ③ クーポンの全額消費に向けて効率的・効果的に広報計画を定め広く周知し、積極的な利用促進を図ること。
- ④ その他提案によること。

### (4) 利用登録事業者の募集等業務

- ① 次のア～ウの条件を満たすクーポン利用登録事業者の募集
  - ア 武雄市内に路線をもつバス事業者、武雄市内に存する店舗や事務所及び営業所を持つタクシー事業者、レンタカー事業者、レンタサイクル事業者等いずれかの交通に関する事業者であること。（想定事業者数 15 件）
  - イ クーポンの利用者に対する適切な案内ができる体制にあること。
  - ウ 事務局と緊密な連絡が取れる体制にあること。
- ② 利用登録事業者について、次に該当する事業者は除外すること。
  - ア 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者。

イ 入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者。

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など。

- ③ クーポン取扱いに関する利用登録事業者向けの説明会を開催すること。開催にあたってはオンラインの実施も検討すること。なお、開催日時・場所等は市と協議すること。
- ④ 利用登録事業者の応募時に、商取引なくクーポンを流通させない等、不正使用をしない旨の誓約を義務付けること。
- ⑤ 利用登録事業者にかかる参加登録証、参加ステッカー、運用マニュアルを作成し利用登録事業者へ配布すること。なお、参加ステッカーは、レンタカー及びレンタサイクル事業者の場合は店舗（最大 10 店舗）に設置し、路線バス及びタクシーの場合は車両（最大 130 台）に設置するものとする。
- ⑥ 運用マニュアルには、クーポン利用時の確認方法、換金手続きの方法や遵守事項、違反事項に対する登録取り消しなど、事業者に分かりやすい内容とすること。
- ⑦ 運用マニュアルにより、事業者に対し事業内容・運用方法を適切に説明し、本事業を十分理解してもらうこと。

#### （5）問い合わせ対応業務

- ① 利用者や事業者からの問い合わせに適切に対応できる体制を構築すること。
- ② 問い合わせ対応業務を行うために必要とされる能力を有する人材を配置し、対応マニュアル等を作成し、あらゆる問い合わせに対して誠実に対応すること。
- ③ 苦情等については、特に慎重に対応することとし、苦情の処理にあたっては、その対応方法について、市に速やかに報告すること。
- ④ 個人情報に関する問い合わせに関しては、特に慎重に対応すること。

#### （6）クーポンの換金

- ① 換金期間については、クーポン利用開始から利用終了後 1 か月程度とする。
- ② 換金業務を完了するまでクーポンの売上金等を利用登録事業者毎に適切に管理すること。
- ③ 使用済クーポンの換金については、月 1 回以上換金手続きを行うこと。
- ④ 換金に係る振込手数料等は、本契約に含めるものとし、利用登録事業者はこれを負担しない。

#### （7）効果検証

- ① 利用者に対しクーポンを利用し訪問した目的地をスタンプラリーやアンケート等で調査すること。
- ② 業務完了後は、業務に伴い収集、作成したデータについて分析するとともに、本事業の投資効果検証を行うこと。
- ③ 投資効果の検証方法は提案によることとし、事業完了後速やかに報告すること。

#### （8）その他

- ① 配布対象者の確認について、宿泊及び公共交通機関利用を証明するもの（領収書の写し等）

又は宿泊施設や公共交通機関を利用した内容を明記した誓約書等により行うこと。

## 5 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

## 6 本業務委託の委託料の支払い

完了払い又は部分払いとする。

部分払いの場合は、業務完了前に、業務委託料の一部について、履行した業務に相当する業務委託料の支払いを請求することができる。

## 7 履行期間

委託契約締結日から令和6年3月15日まで

## 8 留意事項

- ・委託業務の実施については、委託者と受託者で適宜協議を行い決定すること。
- ・本事業の実施に係る関係機関との調整が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- ・システム・設備・備品等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用は全て契約金額に含めるものとする。
- ・真にやむを得ない理由がある場合は、事業（キャンペーン）の時期を変更する場合がある。その際は委託者と受託者との協議によって決定する。
- ・受託者の責任による第三者（委託者及び受託者以外の者）への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- ・本事業において第三者が所有する写真等素材を用いる場合は、著作権処理を行うこと。
- ・本事業において作成される成果物の著作権、所有権等、その他一切の権利は委託者に帰属し利用できるものとする。
- ・委託者は必要があると認められるときは本業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。その際、受託者は委託者の求めに対し誠実に応じること
- ・業務により知り得た情報等は本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏えいしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする
- ・委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない
- ・業務の遂行にあたっては関係法令等を遵守することとする。

## 9 その他契約に係る規定について

委託契約においては、個人情報保護及び情報セキュリティに関し細心の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

- ・業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
- ・受託業務目的以外の利用の禁止

- ・受託業務目的以外の個人情報データの複写または複製の禁止